

# 熊本市大規模盛土造成地滑動崩落防止施設の保全に関する条例

(平成29年12月制定 条例第70号)

## (目的)

第1条 この条例は、平成28年熊本地震により被害を受けた造成宅地（宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第2条第7号に規定する造成宅地をいう。）（以下「被災宅地」という。）における耐震化を推進するために本市が設置する滑動崩落防止施設の保全に関し必要な事項を定めることにより、滑動崩落防止施設の損傷及び損壊並びにその機能の低下及び喪失を防止し、もって被災宅地における住民の安全及び安心の確保を図ることを目的とする。

## (定義)

第2条 この条例において「滑動崩落防止施設」とは、被災宅地のうち盛土により造成された一団の土地の滑動又は崩落を防止するために設置する地滑り抑止ぐい、グラウンドアンカーその他これらに類するものとして規則で定める施設（次条において「地滑り抑止ぐい等」という。）であって、市長が告示したものである。

## (告示)

第3条 前条に規定する告示は、地滑り抑止ぐい等の設置後速やかに、その位置その他の規則で定める事項について行うものとする。

- 2 市長は、前条に規定する告示をしたときは、規則で定めるところにより、当該告示に係る滑動崩落防止施設の内容を表示する図書を一般の閲覧に供するものとする。
- 3 市長は、滑動崩落防止施設を変更し、又は廃止する場合は、これを告示するものとする。この場合において、第1項の規定は当該告示について、前項の規定は滑動崩落防止施設を変更する告示について準用する。

## (標識の設置)

第4条 市長は、滑動崩落防止施設を設置したときは、その設置した土地に、滑動崩落防止施設が設置されている旨及びその保全のために必要な事項を記載した標識を設けなければならない。

- 2 前項の土地の所有者、管理者又は占有者（以下「所有者等」という。）は、正当な理由がない限り、同項の標識の設置を拒み、又は妨げてはならない。
- 3 何人も、第1項の規定により設けられた標識を市長の承諾を得ないで移転し、若しくは除却し、又は汚損し、若しくは損壊してはならない。

## (禁止事項)

第5条 何人も、滑動崩落防止施設を損傷し、若しくは損壊し、又はその機能を低下させ、若しくは喪失させる行為をしてはならない。

## (影響行為の届出)

第6条 滑動崩落防止施設の保全に影響を及ぼすおそれがある行為として規則で定めるもの（以下「影響行為」という。）をしようとする者は、影響行為に着手する日の30日前までに、規則で定めるところにより、その旨を市長に届け出なければならない。

# 熊本市大規模盛土造成地滑動崩落防止施設の保全に関する条例

## (指導及び助言)

第7条 市長は、滑動崩落防止施設を保全するために必要があると認めるときは、滑動崩落防止施設が設置された土地又はその近隣の土地の所有者等、これらの土地で工事を施行する者その他影響行為をし、又はしようとする者に対し、必要な指導及び助言をすることができるものとする。

## (監督処分)

第8条 市長は、第5条に規定する行為をし、又はしようとする者に対し、当該行為の停止を命じ、又は相当の期間を定めて滑動崩落防止施設の原状回復その他その機能の回復のために必要な措置をとることを命ずることができる。

## (維持管理のための土地の立入り)

第9条 市長は、滑動崩落防止施設の維持管理を行う必要があるときは、その必要な限度において、その職員を他人の占有する土地に立ち入らせることができる。

2 前項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、あらかじめ、その旨を当該土地の占有者に通知しなければならない。ただし、あらかじめ通知することが困難であるときは、この限りでない。

3 第1項の規定により他人の占有する土地に立ち入ろうとする者は、その身分を示す証明書を携帯し、関係人の請求があったときは、これを提示しなければならない。

## (土地の所有権に係る届出)

第10条 滑動崩落防止施設が設置された土地の所有者は、当該土地の所有権の移転があるときは、あらかじめ、その旨を市長に届け出なければならない。

2 前項の規定にかかわらず、滑動崩落防止施設が設置された土地の所有者について相続その他の一般承継があったときは、当該相続人その他の一般承継人は、その旨を市長に届け出なければならない。

## (委任)

第11条 この条例の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。

## (罰則)

第12条 第8条の規定による市長の命令に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

第13条 第6条の規定による届出をせず、又は虚偽の届出をした者は、5万円以下の過料に処する。

# 熊本市大規模盛土造成地滑動崩落防止施設の保全に関する条例施行規則

(平成30年1月制定 規則第1号)

(趣旨)

第1条 この規則は、熊本市大規模盛土造成地滑動崩落防止施設の保全に関する条例（平成29年条例第70号。以下「条例」という。）の施行に関し必要な事項を定めるものとする。

(滑動崩落防止施設)

第2条 条例第2条の規則で定める施設は、次に掲げる施設であって、被災宅地における耐震化を推進するために本市が設置したものとする。

- (1) 鉄筋挿入施設
- (2) 地滑り抑止ぐい、グラウンドアンカー又は鉄筋挿入施設に類する機能を有する施設として市長が定めるもの

(告示事項)

第3条 条例第3条第1項の規則で定める事項は、地滑り抑止ぐい等が設置された土地の位置及び設置された地滑り抑止ぐい等の種類とする。

(閲覧に供する図書)

第4条 条例第3条第2項の図書は、帳簿及び図面とする。

2 前項の帳簿には、次に掲げる事項を記載するものとする。

- (1) 条例第3条第1項の規定による告示がされた年月日（同条第3項に規定する滑動崩落防止施設を変更する告示があったときは、当該告示がされた年月日を含む。）
- (2) 滑動崩落防止施設が設置された土地の位置並びに滑動崩落防止施設の種類、構造及び数量
- (3) 前2号に掲げるもののほか、市長が必要と認める事項

3 第1項の図面は、次に掲げるものとする。この場合において、第1号に掲げる図面は宅地耐震化推進事業の区域（以下「事業区域」という。）ごとに、第2号に掲げる図面は滑動崩落防止施設が設置された土地の区域（土地の所有者、用途等により区分することが適当であるときは、それぞれ区分した土地の区域）ごとに、これを調製するものとする。

- (1) 滑動崩落防止施設を設置する事業区域に係る平面図及び断面図
- (2) 滑動崩落防止施設が設置された位置を示す平面図及び断面図

(図書の閲覧の場所)

第5条 条例第3条第2項の規定による図書の閲覧は、震災宅地対策課において行う。

(禁止事項)

第6条 条例第5条の規定により禁止される行為は、次に掲げるものとする。

- (1) 滑動崩落防止施設に変形、欠損、破断等を生じさせる行為
- (2) 滑動崩落防止施設の構造上要求される土圧、引張力、圧縮力、摩擦力等を低下させる行為その他これらに類する行為により滑動崩落防止施設の有する機能を低下させ、又は喪失させる行為

(届出を要する行為)

第7条 条例第6条に規定する規則で定める行為は、次に掲げる行為であって、宅地造成等規制法（昭和36年法律第191号）第8条第1項の規定による許可又は同法第15条第2項の規定による届出の対象となる工事に該当しないものとする。

- (1) 滑動崩落防止施設の直上における建築物の建築又は工作物の建設
- (2) 滑動崩落防止施設の直上における土地の掘削（地表から深さ50センチメートル未満の掘削で当該掘削した土地を直ちに埋め戻すものを除く。）

# 熊本市大規模盛土造成地滑動崩落防止施設の保全に関する条例施行規則

(3) 掘削した底面が、滑動崩落防止施設を地表面に水平投影した外周線のうち掘削口に最も近い部分から掘削口の方向に水平面に対し下方に45度の角度で引いた線より深い位置となる土地の掘削（地表から深さ50センチメートル未満の掘削で当該掘削した土地を直ちに埋め戻すものを除く。）

(4) 事業区域に隣接して行われる都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項各号に掲げる開発行為

（影響行為の届出の方法）

第8条 条例第6条の規定による届出は、滑動崩落防止施設に対する影響行為の届出書に、次表に定める図書を添付して行わなければならない。

種類	明示すべき事項	備考
位置図	方位 目標となる地物 行為の位置	縮尺2500分の1程度
計画平面図	方位 敷地の形状、寸法及び面積 敷地内の建築物等及び既存建築物等の位置	縮尺200分の1程度
構造図	構造物の形状及び寸法	縮尺50分の1程度
断面図	掘削断面の寸法	縮尺50分の1程度
現況写真		撮影位置及び方向を計画平面図に示すこと。

2 前項の規定にかかわらず、行為が軽易なものであることその他の理由により図書の全部を添える必要がないと認められるときは、当該図書の一部を省略することができる。

（身分証明書）

第9条 条例第9条第3項に規定する身分を示す証明書は、別記様式のとおりとする。

（土地の所有権に係る届出の方法）

第10条 条例第10条の規定による届出は、滑動崩落防止施設が設置された土地の所有権の移転に関する届出書を市長に提出することにより行うものとする。

（書類の様式等）

第11条 この規則に定めるもののほか、この規則の規定により使用する書類に記載すべき事項及びその様式は、市長が別に定めるところによる。条例第4条第1項の標識についても、同様とする。

2 前項の様式のうち市民等が作成する書類に係るものは、市のホームページへの掲載その他の方法により公表するものとする。

（雑則）

第12条 この規則に定めるもののほか、この規則の施行に関し必要な事項は、市長が別に定める。